茨城県知事 橋本 昌様 茨城県薬務課御中

要請書

3月31日の省庁交渉で内閣府は、安定ヨウ素剤について ひたちなか市PAZ内ゼリー剤について交付金分の使用を認めました ひたちなか市にゼリー剤・丸剤を早急に引き渡してください

安定ヨウ素剤の事前配布を求める市民15団体

東海第二原発の重大事故に備えた安定ョウ素剤の配布・備蓄について、ひたちなか市は、福島原発事故の経験から、5キロ圏外を含めて、市内全域で事前配布を実施しています。この件で3月28日に要請書を提出しましたが、その後、3月31日に参議院議員会館で行われた省庁交渉の結果、状況が変わったので、その内容を踏まえて再度要請いたします。

安定ヨウ素剤の配布については、国の交付金により県が調達したものを各市町村に分配する仕組みになっていますが、ひたちなか市については、配布方法が不適切であるとして、茨城県は、3歳児未満用のゼリー剤も含めて、PAZ(5キロ圏内)の事前配布分については、ひたちなか市への引き渡しを拒否しています。UPZ(5キロ圏外)分についても、備蓄用に用いることしか許さず、事前配布に用いることを認めていません。そのために、ひたちなか市は、事前配布用の安定ヨウ素剤について、市の予算を使い、独自の購入を余儀なくされています。

3月31日の省庁交渉において、3歳児未満用ゼリー状の事前配布について、ひたちなか市が実施を予定している、1歳6か月健診や3歳児健診等で問診を行い配布するという方式について、交付金分を使えますね、という問いに対し、内閣府原子力防災担当で厚生労働省大臣官房厚生科学課を併任する担当者(林田浩一氏)は、 Γ PAZについては、それは全く問題ないです」「(UPZについては)協議会で議論したのちに、はい、事前配布適切ということになれば、はい、まあ、協議会クリアすれば、まあ、交付金で予算措置はさせていただくことになるところでございます」と回答しました。

同じ担当者から、東海村の配布方法について、交渉後に交渉を設定した福島みずほ議員事務所にメールで回答があり、「東海村で行われている事前配布の方法について、茨城県薬務課に確認したところ、『医師の管理の下、問診票を確認し、既往歴や当日の体調の確認等を行い、服用の可否について適切に判断がなされている。』ということであり、国と茨城県としては、適切に配布が行われているという認識です。」と記されていました。ひたちなか市は、「医師の管理の下」で配布が行われるよう、医師会と協力し、管理責任者を定め、問診票の確認を医師が行う体制をとろうとしており、その旨、茨城県に通知したとのことです。

省庁交渉では、ゼリー剤の独自購入についても議論になり、内閣府の担当者が「UPZ外の自治体も含めて調達は可能」と回答したことから、その後、UPZ外の兵庫県篠山市で独自購入の

動きが進んでいます。UPZ内のひたちなか市については、国の交付金により県が調達した分があることから、これを事前配布に使えるよう早急に対応すべきだと考えます。 以下要請します。

要請事項

- 1. 国の交付金により調達したPAZの事前配布用安定ヨウ素剤について、県が持っているひたちなか市分について、ゼリー状、丸剤を含めて、すみやかに引き渡すこと
- 2. 国の交付金により調達したUPZの備蓄用安定ヨウ素剤について、ゼリー状、丸剤を含めて、ひたちなか市が事前配布に用いることを認めること

<安定ヨウ素剤の事前配布を求める市民15団体>

リリウムの会(茨城)/福島応援プロジェクト(茨城)/茨城常総24条の会(茨城)/戦争を 語り継ぐ女性の会(茨城)/福島事故避難支援・茨城の会(茨城)

川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク (鹿児島) / 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 (佐賀) / ふるさとを守る高浜・おおいの会 (福井) / グリーン・アクション (京都) / 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (大阪) / 避難計画を案ずる関西連絡会 (関西) / 国際環境 NGO FoE Japan(東京) / 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン (東京) / 福島老朽原発を考える会 (東京) / 原子力規制を監視する市民の会 (東京)

連絡先 原子力規制を監視する市民の会 162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 03-5225-7213/090-8116-7155 (阪上)